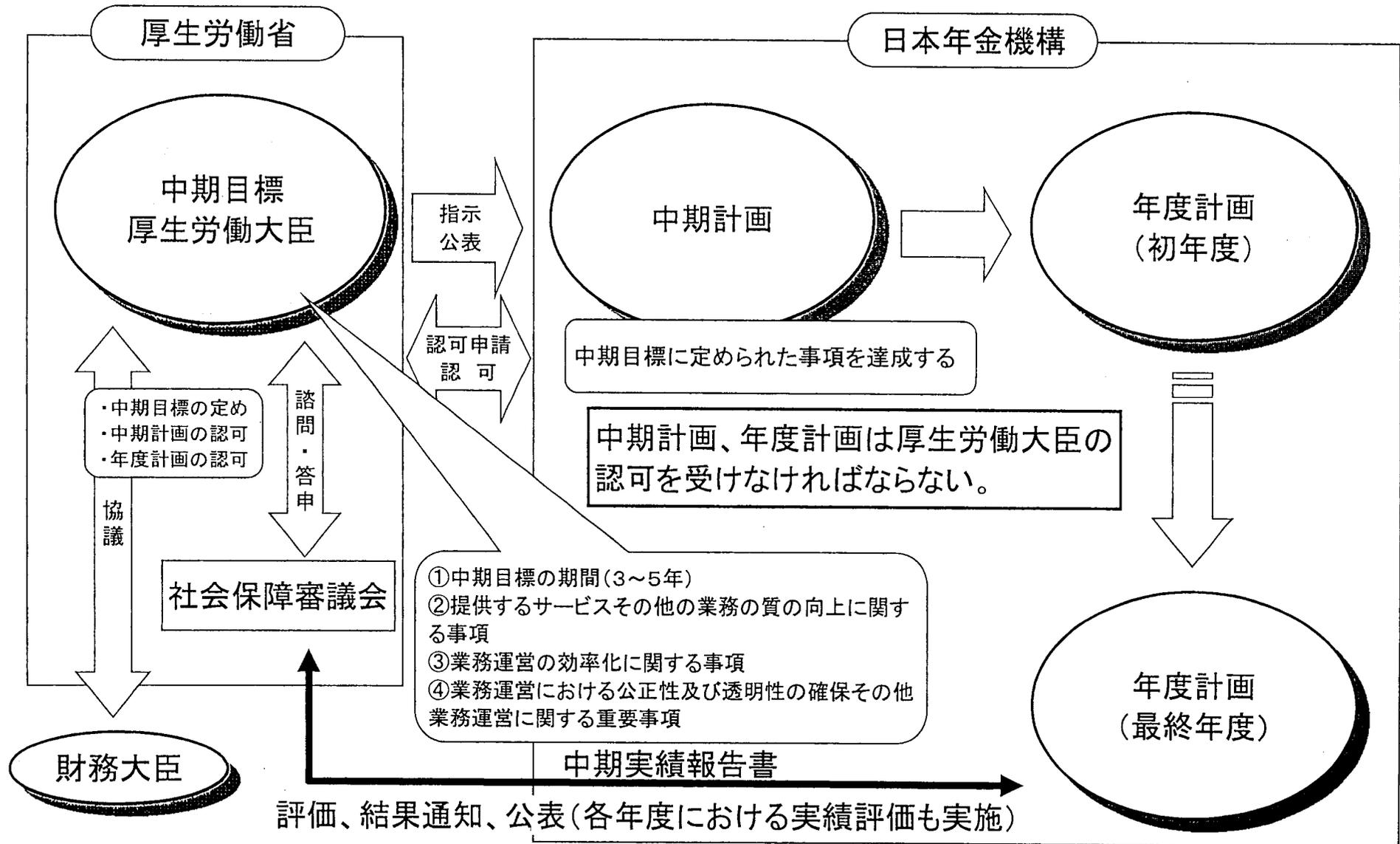


日本年金機構の中期目標、中期計画、年度計画について（案）

平成21年7月28日

1. 日本年金機構の中期目標、中期計画、年度計画について	… 1
2. 中期目標の期間	… 2
3. 中期目標に定める事項	… 2
4. 中期計画、年度計画に定める事項	… 3
（参考1）平成21年度において社会保険庁が達成すべき目標	… 4
（参考2）平成21年度社会保険事業計画 項目	…10
関係条文	…12

1 日本年金機構の中期目標、中期計画、年度計画について



2 中期目標の期間

- 厚生労働大臣が、3年以上5年以下の期間において、日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標を定めることとなっている。

この中期目標の期間については、機構法の立案段階において同法附則第2条に、この法律の施行後3年を目途に検討を行う旨の規定が盛り込まれたことの関係から、3年以上5年以下とされていること、及び事業年度を考慮して、機構設立当初における中期目標の期間は平成22年1月から平成25年3月末までの3年3ヶ月とする。

日本年金機構法 附則

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、国民年金の保険料の納付の状況、機構における業務の効率化及び改善の状況等を勘案して、機構の組織及び業務の存続の必要性の有無を含めた在り方その他政府管掌年金事業の運営に関する全般的な検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 中期目標に定める事項

- 機構の中期目標に定める事項の骨子案

以下の骨子案は、「平成21年度において社会保険庁が達成すべき目標」、「平成21年度社会保険事業計画」、及び「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」の重要事項を踏まえて整理。

①提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- ◆ 年金記録問題への対応に関する事項
- ◆ 適用事務に関する事項（国民年金の適用の適正化、厚生年金保険等の適用の適正化）
- ◆ 保険料等収納事務に関する事項（国民年金保険料の納付率の向上、厚生年金保険等の徴収対策の推進）
- ◆ 給付事務に関する事項
- ◆ 広報、相談等に関する事項（広報活動の推進、国民への情報提供の推進、年金相談の充実）
- ◆ 国民の声を反映させる取組に関する事項
- ◆ 電子申請の推進に関する事項

②業務運営の効率化に関する事項

- ◆ 効率的な業務運営体制に関する事項
- ◆ 運営経費の抑制等に関する事項
- ◆ 外部委託の推進に関する事項
- ◆ 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項
- ◆ その他業務運営の効率化の取組に関する事項

③業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

- ◆ 内部統制システムの構築に関する事項
- ◆ 情報公開の推進に関する事項
- ◆ 人事及び人材の育成に関する事項
- ◆ 個人情報の保護に関する事項

4 中期計画、年度計画に定める事項

- 中期計画は、機構が、厚生労働大臣から指示を受けた中期目標に基づき、中期目標を達成するための計画として定めるもの。
- 同計画においては、①中期目標に定める各事項を達成するためにとるべき措置②予算③収支計画及び資金計画を定めることとされている。
- 年度計画は、機構が、毎事業年度、中期計画に基づき、当該事業年度における業務運営に関する計画として定めるもの。
- 同計画においては、①中期計画に定める各事項についての当該事業年度における取組②予算③収支計画及び資金計画を定めることとされている。

平成21年度において社会保険庁が達成すべき目標

平成21年度において、社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標については、以下のとおりとする。

昨年10月に全国健康保険協会が設立され、健康保険業務が社会保険庁から同協会に移管されたところであり、さらに来年1月には日本年金機構が設立され、年金業務が同機構に移管されることとなる。

平成21年度（4月～12月）は、社会保険庁の最後の事業年度であり、同庁は、年金記録問題により損なわれた国民の信頼を回復するため、引き続きこの問題に最優先に取り組む必要がある。

また、最後まで徹底した業務改革、組織改革を進めながら、適用事務、保険料等収納事務、保険給付事務といった社会保険の基本となる各業務を着実に実施していく必要がある。

さらに、これら業務とあわせて、新たに設立される日本年金機構の組織、業務の運営を円滑に行うための準備に取り組むことにより、同機構が、国民の生活の安定を保障する公的年金制度の事業運営を担う組織として、真に国民に信頼される組織に再生するために全力を尽くす必要がある。

達成すべき目標	参考指標等（平成19年度実績）
<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>(1) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。</p>	<p>【参考統計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者数 20,353,751人 ・第1号資格取得者数 5,407,656人 ・第1号資格喪失者数 6,284,724人
<p>(2) 年金記録問題への対応を最優先としつつ、厚生年金保険事業・全国健康保険協会管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用促進に取り組むとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出の促進、適正な事務処理の徹底を図る。</p> <p>○重点加入指導実施事業所数：前年度実績と同程度（期間を考慮して12分の9）</p>	<p>【参考指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問勧奨実施事業所数 厚生年金・政府管掌健康保険 39,407事業所 ・重点加入指導実施事業所数 厚生年金・政府管掌健康保険 3,583事業所 (平成20年度上半期 966事業所)

参考指標等 (平成19年度実績)

【参考指標】

・事業所調査効果件数		
[資格得喪関係] 厚生年金保険 :	23, 382	件
政府管掌健康保険 :	20, 373	件
[標準報酬月額関係] 厚生年金保険 :	39, 311	件
政府管掌健康保険 :	37, 327	件

【参考統計】

・新規適用事業所数			
厚生年金保険 :	78, 467	事業所	
政府管掌健康保険 :	77, 000	事業所	
船員保険 :	138	事業所	
・全被保険者資格喪失事業所数			
厚生年金保険 :	40, 121	事業所	
政府管掌健康保険 :	39, 596	事業所	
船員保険 :	166	事業所	
・適用事業所数			
厚生年金保険 :	1, 715, 590	事業所	
政府管掌健康保険 :	1, 582, 047	事業所	
船員保険 :	6, 173	事業所	
・賞与支払事業所数 (年度延数)			
厚生年金保険 :	1, 895, 238	事業所	
政府管掌健康保険 :	1, 601, 448	事業所	
船員保険 :	4, 025	事業所	
・資格取得被保険者数			
厚生年金保険 :	7, 424, 684	人	
政府管掌健康保険 :	4, 945, 206	人	
船員保険 :	25, 402	人	
・資格喪失被保険者数			
厚生年金保険 :	6, 642, 565	人	
政府管掌健康保険 :	4, 632, 242	人	
船員保険 :	26, 076	人	
・被保険者数			
厚生年金保険 :	34, 570, 097	人	
政府管掌健康保険 :	19, 806, 788	人	
船員保険 :	62, 804	人	
・被扶養者数			
政府管掌健康保険 :	16, 487, 541	人	
船員保険 :	94, 602	人	

達成すべき目標	参考指標等（平成19年度実績）												
<p>2 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(1) 国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。 平成21年度においては、平成15年度から平成19年度に納付率を80%とする中期目標に向けて行動計画が実施されてきたがこれが達成されなかったことを踏まえ、現年度分保険料の納付率80%の目標達成に向けて最大限努力するとともに、平成19年度分保険料の最終的な納付率について、平成18年度分保険料の最終的な納付率と同等以上の水準を確保するため、平成21年12月までの平成19年度分保険料の納付率について、前年同期（平成20年12月）の平成18年度分保険料の納付率と同等以上の水準を確保するよう努める。</p>	<p>【参考指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・催告状発行件数 823万件 ・電話納付督促件数 393万件 ・戸別訪問件数 1,431万件 ・最終催告状発送件数 40,727件 ・保険料納付月数 11,609万月 ・保険料納付対象月数 18,153万月 ・免除件数 3,146,214件 ・若年者納付猶予件数 369,325件 ・学生納付特例件数 1,657,334件 ・督促状送付件数 8,980件 ・コンビニ収納件数 874万件 ・追納件数 728,740件 												
<p>(2) 年金記録問題への対応を最優先としつつ、厚生年金保険事業・全国健康保険協会管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>○保険料収納率^{注)} 厚生年金保険：前年同期と同等の実績を確保するよう努める 全国健康保険協会管掌健康保険：前年同期と同等の実績を確保するよう努める 船員保険：前年同期と同等の実績を確保するよう努める</p> <p>○口座振替実施率 厚生年金保険：84%以上 全国健康保険協会管掌健康保険：85%以上 船員保険：57%以上</p> <p>注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定（繰越）額の合計額に対する当年度の収納額の割合</p>	<p>【参考指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差押え実施事業所数（実事業所数） 12,879件 ・滞納事業所数 123,655件 ・労働保険との共通調査事業所数 1,545件 ・労働保険との共通滞納事業所選定数 3,142件 ・保険料収納率 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>厚生年金保険：</td> <td>98.7%</td> </tr> <tr> <td>政府管掌健康保険：</td> <td>97.8%</td> </tr> <tr> <td>船員保険：</td> <td>93.3%</td> </tr> </table> ・口座振替実施率 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>厚生年金保険：</td> <td>83.5%</td> </tr> <tr> <td>政府管掌健康保険：</td> <td>84.6%</td> </tr> <tr> <td>船員保険：</td> <td>56.1%</td> </tr> </table> 	厚生年金保険：	98.7%	政府管掌健康保険：	97.8%	船員保険：	93.3%	厚生年金保険：	83.5%	政府管掌健康保険：	84.6%	船員保険：	56.1%
厚生年金保険：	98.7%												
政府管掌健康保険：	97.8%												
船員保険：	93.3%												
厚生年金保険：	83.5%												
政府管掌健康保険：	84.6%												
船員保険：	56.1%												

達成すべき目標	参考指標等 (平成19年度実績)
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(1) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>○ 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標 (サービススタンダード) について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <p>老齢基礎・老齢厚生年金：2か月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)</p> <p>遺族基礎・遺族厚生年金：2か月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)</p> <p>障害基礎年金：3か月以内 障害厚生年金：3か月半以内</p>	<p>【参考指標】</p> <p>・新規裁定者あてパンフレット送付件数 2, 366, 932部</p> <hr/> <p>【参考統計】</p> <p>・年金給付費 基礎年金 (国民年金)：16兆1, 481億円 厚生年金：22兆3, 179億円</p> <p>・年金受給権者数 基礎年金 (国民年金)：26, 387, 421人 厚生年金：27, 501, 985人 船員保険 (新法)：2, 212人</p> <p>・新規裁定受給権者数 基礎年金 (国民年金)：595, 652人 厚生年金：2, 017, 202人 船員保険 (新法)：75人</p>
<p>(2) 船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>○ 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標 (サービススタンダード) について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <p>傷病手当金：3週間以内 出産手当金：3週間以内 出産育児一時金：3週間以内 家族出産育児一時金：3週間以内 葬祭料：3週間以内 家族葬祭料：3週間以内</p>	<p>【参考統計】</p> <p>・現金給付費 船員保険：53億円</p> <p>・被保険者1人当たり支給日数 (傷病手当金) 船員保険：6.50日</p>
達成すべき目標	参考指標等 (平成19年度実績)
<p>4 年金記録問題への対応</p> <p>(1) 年金記録問題への対応については、国民の視点に立って、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会取りまとめ)等に基づき、基礎年金番号への記録の統合、コンピュータ記録と紙台帳の突合せ、標準報酬月額等の遡及訂正事案への対応等を着実に実施し、日本年金機構へ円滑に移行する。</p>	

達成すべき目標	参考指標等（平成19年度実績）
<p>5 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項</p> <p>(1) 社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、見直しを実施する。</p>	

達成すべき目標	参考指標等（平成19年度実績）
<p>6 広報、情報公開、相談等に関する事項</p> <p>(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。</p> <p>○生徒に対する年金セミナーの実施率（中学・高校生対象）：前年同期以上</p>	<p>【参考指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページアクセス数 1億1,755万件 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> ・年金セミナー 28.3% 28セミナー
<p>(2) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。ねんきんダイヤル応答率については前年度以上となるよう努める。</p>	<p>【参考指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねんきんダイヤル応答率 44.9% <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> ・年金相談者数（来訪相談者数） 10,777,115人 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> ・インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数 186,786件 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> ・年金加入状況の通知件数 11,366,069件
<p>(3) 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。</p> <p>○個人情報保護研修受研率：100%</p>	<p>【参考指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護研修受研率 100% (平成20年度上半期 42%) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> ・レセプト開示件数 6,448件 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> ・情報公開法に基づく開示請求件数 77件 本庁分： 77件 地方分： 8,629件

達成すべき目標	参考指標等（平成19年度実績）
<p>7 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</p> <p>(1) 船員保険事業における効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p>	<p>【参考指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者1人当たりレセプト点検効果額 6,574円 船員保険（資格点検）

<p>○被保険者1人当たりレセプト点検効果額（資格点検を除く）</p> <p>船員保険：内容点検 983円以上 外傷点検 591円以上</p>	<table border="0"> <tr> <td>・医療費通知件数</td> <td>船員保険：</td> <td>60,035件</td> </tr> <tr> <td>・求償件数</td> <td>船員保険：</td> <td>389件</td> </tr> <tr> <td>・求償決定額</td> <td>船員保険：</td> <td>42,016,008円</td> </tr> <tr> <td>・レセプト点検効果額総額（船員保険）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>内容点検</td> <td>82,359千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外傷点検</td> <td>49,483千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資格点検</td> <td>413,071千円</td> </tr> </table> <hr/> <p>【参考統計】</p> <table border="0"> <tr> <td>・医療給付費</td> <td>船員保険：</td> <td>203億円</td> </tr> </table>	・医療費通知件数	船員保険：	60,035件	・求償件数	船員保険：	389件	・求償決定額	船員保険：	42,016,008円	・レセプト点検効果額総額（船員保険）				内容点検	82,359千円		外傷点検	49,483千円		資格点検	413,071千円	・医療給付費	船員保険：	203億円
・医療費通知件数	船員保険：	60,035件																							
・求償件数	船員保険：	389件																							
・求償決定額	船員保険：	42,016,008円																							
・レセプト点検効果額総額（船員保険）																									
	内容点検	82,359千円																							
	外傷点検	49,483千円																							
	資格点検	413,071千円																							
・医療給付費	船員保険：	203億円																							
<p>(2) 船員保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。</p> <p>特に、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴う特定健康診査・特定保健指導を引き続き実施するため、被保険者に対する生活習慣病予防健診事業及び被扶養者に対する健診事業を効果的に実施し、それらの健診結果等に基づく特定保健指導等を適切かつ効率的に実施する。</p> <p>平成21年度においては、特定健康診査等基本方針で定める実施率（平成24年度において特定健康診査70%、特定保健指導45%）の達成に向けて、特定健康診査42.5%以上（被保険者・一般健診）、特定保健指導26.2%以上（被保険者）が達成できるよう、効果的な取組を推進する。</p>	<p>【参考指標】</p> <table border="0"> <tr> <td>・健診実施者数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>船員保険（40歳以上被保険者）</td> <td>14,805人</td> </tr> </table>	・健診実施者数				船員保険（40歳以上被保険者）	14,805人																		
・健診実施者数																									
	船員保険（40歳以上被保険者）	14,805人																							
<p>(3) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。</p>																									

(参考2)

平成21年度社会保険事業計画 項目

I. 事業運営方針

II. 実施計画

1. 年金記録問題への対応

- (1) 基礎年金番号への記録の統合関係
- (2) コンピュータ記録と紙台帳の突き合せ
- (3) 標準報酬月額等の遡及訂正事案への対応
- (4) その他

2. 適用事務に関する事項

- (1) 国民年金の適用の適正化
- (2) 厚生年金・健康保険・船員保険の適用の適正化

3. 保険料等収納事務に関する事項

- (1) 国民年金の収納率の向上
- (2) 厚生年金・健康保険・船員保険の徴収対策の推進

4. 保険給付事務に関する事項

- (1) 年金給付の的確な実施
- (2) 船員保険の現金給付の適正化

5. 社会保険オンラインシステムの見直し
6. 広報、情報公開、相談等に関する事項
 - (1) 広報活動の推進
 - (2) 年金相談等の充実に関する事項
 - (3) 個人情報保護及び情報の公開
7. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項
 - (1) 船員保険の医療費の適正化
 - (2) 船員保険の保健事業の実施
 - (3) 保健・福祉施設事業の実施
8. 業務全般に関する事項
 - (1) 国民サービスの向上
 - (2) 予算執行の透明化
 - (3) 組織の改革
9. 船員保険業務の全国健康保険協会への移行に関する事項
10. 日本年金機構の設立準備等に関する事項

【関係条文】

日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）～抜粋～

（役員の解任）

第十六条 厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2（略）

3 前項に規定するもののほか、厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため機構の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4・5（略）

（役員の報酬等）

第二十一条 役員に対する報酬及び退職手当（以下この条において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 機構は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間事業の役員の報酬等、機構の業務の実績、第三十四条第二項第四号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

4・5（略）

（職員の給与等）

第二十二条 職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 機構は、職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、機構の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

（中期目標）

第三十三条 厚生労働大臣は、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で厚生労働大臣が定める期間をいう。第三十七条第一項において同じ。）

二 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の効率化に関する事項

四 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

(中期計画)

第三十四条 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この条及び次条において「中期計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置

四 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

(年度計画)

第三十五条 機構は、毎事業年度、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業年度における同条第二項各号に掲げる事項についての業務運営に関する計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十六条 厚生労働大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十七条 機構は、中期目標の期間の終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標の達成状況に関する報告書（第五十一条第一項第六号及び第五十九条第六号において「中期実績報告書」という。）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

(業務改善命令)

第四十九条 厚生労働大臣は、第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による評価の結果必要があると認めるとき、その他機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(業務運営に関する情報の公表)

第五十一条 機構は、次に掲げる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

一～三 (略)

四 第二十六条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条の規定による認可を受けたとき。

五・六 (略)

2 (略)

(社会保障審議会への諮問)

第五十二条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、社会保障審議会に諮問しなければならない。

一 第三十三条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による評価を行おうとするとき。

三 第四十九条第一項の規定による命令をしようとするとき。

(財務大臣との協議)

第五十三条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十三条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十四条第一項、第三十五条、第四十三条第一項若しくは第二項又は第四十五条の規定による認可をしようとするとき。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一～四 (略)

五 第三十四条第三項、第四十九条第一項又は第五十条第一項の規定による厚生労働大臣の命令に違反したとき。

六～八 (略)

附 則

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、国民年金の保険料の納付の状況、機構における業務の効率化及び改善の状況等を勘案して、機構の組織及び業務の存続の必要性の有無を含めた在り方その他政府管掌年金事業の運営に関する全般的な検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(社会保障審議会への諮問等)

第六条 厚生労働大臣は、最初の中期目標の策定に必要な準備として、施行日前においても社会保障審議会に諮問すること及び財務大臣との協議を行うことができる。

(年度計画に関する経過措置)

第十七条 機構の最初の事業年度の第三十五条に規定する業務運営に関する計画については、同条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

【 参考：設立委員関係 】

(設立委員等)

第五条 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。

- 2 設立委員は、基本計画に基づき、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を定めなければならない。
- 3 設立委員は、業務方法書、制裁規程その他厚生労働省令で定める規則を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 4 前項の規定によりした厚生労働大臣の認可は、厚生労働省令で定めるところにより施行日において、第二十六条第一項、第三十二条第一項その他の厚生労働省令で定める規定によりした厚生労働大臣の認可とみなす。
- 5 設立委員は、機構の設立の準備を完了したときは、その旨を厚生労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。